

ぎふしんIDカードサービス利用規定

令和2年4月1日改定

1. 利用対象者

「ぎふしんIDカードサービス」の利用者は、「ぎふしんネットキャッシュカードIDカードサービス利用申込書」（以下、「申込書」といいます。）を当金庫に提出した方に限ります。

2. IDカードの発行等の取扱い

- (1) IDカード機能付きのキャッシュカード（以下、「IDカード」といいます。）の発行は、「申込書」を勤務先（学校）を通じて当金庫へ提出して行います。
- (2) 新規に「IDカード」を希望される方は、「申込書」といっしょに「総合口座・普通預金・貯蓄預金申込書」および所定の「署名・暗証番号届」を当金庫の取扱店に提出してください。当金庫は「申込書」・「署名・暗証番号届」にもとづき、「IDカード」を発行します。
- (3) 当金庫のキャッシュカードをお持ちの方は「IDカード」にセットすることもできます。この場合、「申込書」の再発行欄に○印をつけ、所定の「署名・暗証番号届」および利用しているカードを当金庫の取扱店へ提出してください。

3. カードの事故・免責等

- (1) カードの紛失・盗難等の事故があった場合は、速やかに書面により当金庫に届出ると同時に勤務先（学校）へお届け下さい。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードを紛失した場合は、再度「申込書」および所定の「署名・暗証番号届」を当金庫の取扱店へ提出してください。カードの再発行手続きを完了した後にカードを再発行します。なお、正規のカードを発行するまで「仮カード」を希望により発行します。
- (3) 「IDカード」を再発行する場合には、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の再発行手数料をいただきます。

4. 解約

- (1) 会社を退職（学校を卒業）した場合には「申込書」の解約欄に○印をつけ、会社（学校）経由で当金庫の取扱店へ提出してください。
- (2) キャッシュカードをそのまま継続して利用する場合には「申込書」（解約）の他に所定の「署名・暗証番号届」も当金庫の取扱店に提出してください。この場合、通常のカードに切替えます。その他の場合は「IDカード」を当金庫の取扱店へ返却ください。

5. その他

その他、キャッシュカードの利用については当金庫のネットキャッシュカード規定、ローンカード規定により取扱います。

6. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上